

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金のご案内

対象となる可能性のある方へは、申請書を7月15日以降に郵送にて送付します。申請書が届き次第、期限内に申請をしてください。

○共通事項

■申請期間

7月15日(火)～平成27年1月15日(木)

■申請方法

申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、同封の返信用封筒に入れ、**郵送**で申請してください。

■ご注意

・平成26年1月1日時点で住民票が下野市にある方が対象です（他市町村の場合は、その市町村へおたずねください）。

・申請受付後に審査を行い、順次支給決定します。また、審査の結果、支給の対象とならない場合があります。

■問い合わせ先

ご不明な点は左記までお問い合わせください。

・臨時福祉給付金について

社会福祉課 ☎(52)1112

・子育て世帯臨時特例給付金について

子ども福祉課 ☎(52)1114

・厚生労働省専用ダイヤル

☎0570(037)192

http://www.mhlw.go.jp/

## 臨時福祉給付金

■臨時福祉給付金とは？

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられました。所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

■給付対象者

平成26年度分市町村民税（均等割）が課税されない方が対象です。

ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。

■給付額

○給付対象者1人につき 1万円

○給付対象者の中で左記に該当する方は5千円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など

(例) 給付対象の要件を満たす、本人、父、母、妻、子の5人世帯で父が老齢基礎年金を受給している場合。

↓5人×1万円＝50,000円

父が加算対象で +5,000円

合計55,000円の支給

## 子育て世帯臨時特例給付金

■子育て世帯臨時特例給付金とは？

子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

■給付対象者

①と②のどちらの要件も満たす方

①平成26年1月分の児童手当・特例給付

※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限

限度額未満（左表参照）

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをい

います。

※平成26年1月1日に生まれた児童、平成26年1月1日に国外から転入した児童について、平成26年2月分の児童手

当・特例給付を受ける方を含みます。

■児童手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円